

(別紙)

諮問番号：平成30年度諮問第7号

答申番号：平成30年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていたところ、平成30年4月13日、処分庁に対し、医療法人 [REDACTED] の精神保健指定医 [REDACTED] 作成に係る同月11日付け精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「本件診断書」という。）を添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、平成30年5月17日、本件申請に係る障害等級について、神戸市市民福祉調査委員会精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）に対し、意見を求めたところ、同部会は審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を2級と判定した。
- 3 処分庁は、2の判定部会の判定結果を踏まえ、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級に該当するものと判定し、平成30年6月15日、同日付け神保保精第 [REDACTED] 号障害等級変更申請に対する通知書により、本件申請を承認しない旨を通知した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、平成30年6月20日、本件処分の取消しを求めて審査請

求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 審査請求人は高次脳機能障害で、頭蓋骨よりも脳が小さく萎縮していて、これは認知症の症状が出やすいと [REDACTED] で診断された。
- (2) 記憶障害が酷く、なかなか仕事が覚えられないので、失敗を繰り返し、転々と転職している。また、失禁も多く、度々、家や職場でも漏らしてしまう。
- (3) さっきまで覚えていたことがわからなくなったり、生活に大変支障をきたしている。
- (4) 仕事も上手くいかず、平成30年7月23日に [REDACTED] を首になった。
- (5) 1級の障害の状態の精神疾患（機能障害）の状態は、1から7まで全部あてはまる。能力障害（活動制限）の状態は、1から8まで全部あてはまるが、特に4の服薬を規則的に行うことができないでは、毎月、薬が足りなくなり、バラバラになる為、補充してもらうのに怒られている。
- (6) 平成23年3月23日付け「傷病の状態等に関する自己申告書の提出書について」と題する書面に書いてあることは今もほとんど変わっておらず、尿失禁はひどい。
- (7) 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達ができないため、兄、姉及び母の妹夫婦からは絶縁されている。

2 審査庁

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 障害等級の判定基準等

精神障害者保健福祉手帳に記載する障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定により、障害の程度に応じて重いものから1級（日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）、2級（日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）及び3級（日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）に区分することとされている。

障害の程度を判定する具体的基準は、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知により通知されたもの。以下「本件判定基準」という。）において定められており、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。

(2) 審査請求人の精神障害の状態

ア 精神疾患（機能障害）の状態について

(ア) 本件判定基準では、精神疾患（機能障害）の状態について、器質性精神障害によるものにあつては、1級相当については「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの」、2級相当については「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの」とされている。

(イ) 本件診断書によると、審査請求人は器質性感情障害に罹患しており、その症状として、抑うつ状態（「思考・運動抑制」、 「易刺激性、興奮」及び「憂うつ気分」）及び躁状態（「感情高揚・易刺激性」）があり、病状・状態像等の具体的程度、症状等としては、「発動性」が「低下する」、 「感情のコントロールができず、対人交流ではイライラしたり、おちこんだり、不安定である」とされている。本件診断書の記載からは器質性感情障害による社会行動障害の症状が認められるが、その程度が「高度のもの」なのか、「中等度のもの」に留まるのかは直ちには判断できない。

イ 能力障害（活動制限）の状態について

(ア) 本件判定基準では、能力障害（活動制限）の状態について、1級相当については「1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。」 「2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。」 「3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。」 「4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。」 「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。」 「6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。」 「7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。」 「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動への参加できない。」の8項目のうちいくつかに該当するものとされており、2級相当については「1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。」 「2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。」 「3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。」 「4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。」 「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。」 「6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。」 「7 社会

的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。」「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く，文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。」の8項目のうちいくつかに該当するものとされている。

- (イ) 本件診断書では，上記8項目すべてについて「援助があればできる」に該当し，日常生活能力の程度として「精神障害を認め，日常生活に著しい制限を受けており，常時援助を必要とする」と判断されており，その具体的程度・状態等として「病状が不安定になると周囲の人の援助が必要となる」とされている。

このことからすると，審査請求人の日常生活能力は上記8項目について常時周囲の人の援助を要する状態にあると認められるが，上記8項目について援助があってもできないとまでは認められず，能力障害（活動制限）の状態については2級相当に該当すると考えられる。

ウ 以上からすると，審査請求人の精神障害の状態は，「精神障害であって，日常生活が著しく制限を受ける」ものとして障害等級2級に当たると判定するのが相当であるから，これを前提とする本件処分は適法である。

- (3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

平成30年10月19日 第1回審議

平成30年11月20日 第2回審議

平成30年12月18日 第3回審議

平成31年1月18日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 障害等級の判定基準等

精神障害者保健福祉手帳に記載する障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の規定により、障害の程度に応じて重いものから1級（日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）、2級（日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）及び3級（日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）に区分することとされている。

障害の程度を判定する具体的基準は、本件判定基準において定められており、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。

審査請求人の精神障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に以下判断する。

2 審査請求人の精神障害の状態

(1) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 本件判定基準では、精神疾患（機能障害）の状態について、器質性精神障害によるものにあつては、1級相当については「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの」、2級相当については「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの」とされている。

イ 本件診断書によると、審査請求人は器質性感情障害に罹患しており、その症状として、抑うつ状態（「思考・運動抑制」、 「易刺激性、興奮」及び「憂うつ気分」）及び躁状態（「感情高揚・易刺激性」）があり、病状・状態像等の具体的程度、症状等としては、「発動性」が

「低下する」，「感情のコントロールができず，対人交流ではイライラしたり，おちこんだり，不安定である」とされている。本件診断書の記載からは器質性感情障害による社会行動障害の症状が認められるが，その程度が「高度のもの」なのか，「中等度のもの」に留まるのかは直ちには判断できない。

(2) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 本件判定基準では，能力障害（活動制限）の状態について，1級相当については「1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。」「2 洗面，入浴，更衣，清掃等の身の清潔保持ができない。」「3 金銭管理能力がなく，計画的で適切な買物ができない。」「4 通院・服薬を必要とするが，規則的に行うことができない。」「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。」「6 身の安全を保持したり，危機的状況に適切に対応できない。」「7 社会的手続をしたり，一般の公共施設を利用することができない。」「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく，文化的社会的活動への参加できない。」の8項目のうちいくつかに該当するものとされており，2級相当については「1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。」「2 洗面，入浴，更衣，清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。」「3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。」「4 通院・服薬を必要とし，規則的に行うことは援助なしにはできない。」「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。」「6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。」「7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。」「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く，文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。」の8項目のうちいくつかに該当するものとされている。

イ 本件診断書では，上記8項目すべてについて「援助があればできる」

に該当し、日常生活能力の程度として「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」と判断されており、その具体的程度・状態等として「病状が不安定になると周囲の人の援助が必要となる」とされている。

このことからすると、審査請求人の日常生活能力は上記8項目について常時周囲の人の援助を要する状態にあると認められるが、上記8項目について援助があってもできないとまでは認められず、能力障害（活動制限）の状態については2級相当に該当すると考えられる。

(3) 以上からすると、審査請求人の精神障害の状態は、精神障害により日常生活に著しい制限を受けているが、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度ではないものとして障害等級2級に当たると判定するのが相当であるから、これを前提とする本件処分は適法である。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之